

社会福祉審議会条例の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨等)</p> <p>第一条 この条例は、愛知県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八条から第十一条まで並びに社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）第二条及び第三条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 社会福祉法第十二条第一項の規定に基づき、審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させるものとする。</p> <p><u>3 審議会は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関として、同項各号に掲げる事務を処理するものとする。</u></p> <p>(委員の任期等)</p> <p>第二条 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>(委員長の職務の代理)</p> <p>第三条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第四条 審議会は、委員長が招集する。</p> <p>2 委員長は、委員の四分の一以上が調査審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。</p> <p>3 審議会においては、委員長が議長となる。</p> <p>4 審議会は、委員長（委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。</p> <p>5 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>6 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前二項の規定の適用については、委員とみなす。</p> <p>(専門分科会)</p> <p>第五条 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）は、委員長が指名する委員及び臨時委員をもって構成する。</p> <p>2 専門分科会に専門分科会長を置き、専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。</p> <p>3 専門分科会長は、専門分科会の事務を掌理する。</p> <p>4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会に属する委員又は臨時委員のうちからその指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。</p> <p>5 民生委員審査専門分科会に係る第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「委員及び臨時委員」とあるのは「委員」と、前項中「委員又は臨時委員」とあるのは「委員」とする。</p> <p><u>6 児童福祉専門分科会は、児童福祉に関する事項のほか、子ども・子育て支援法第七十七条第四項各号に掲げる事務に関する事項を調査審議する。</u></p> <p>7 審議会は、身体障害者福祉専門分科会のほか、必要に応じ、児童福祉専門分科会その他の専門分科会に審査部会を設けることができる。</p> <p>8 専門分科会の運営に関し必要な事項は、専門分科会長が委員長の同意を得て定める。</p> <p>(雑則)</p> <p>第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。</p>	<p>(趣旨等)</p> <p>第一条 この条例は、愛知県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八条から第十一条まで並びに社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）第二条及び第三条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 社会福祉法第十二条第一項の規定に基づき、審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させるものとする。</p> <p>(委員の任期等)</p> <p>第二条 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>(委員長の職務の代理)</p> <p>第三条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第四条 審議会は、委員長が招集する。</p> <p>2 委員長は、委員の四分の一以上が調査審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。</p> <p>3 審議会においては、委員長が議長となる。</p> <p>4 審議会は、委員長（委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。</p> <p>5 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>6 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前二項の規定の適用については、委員とみなす。</p> <p>(専門分科会)</p> <p>第五条 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）は、委員長が指名する委員及び臨時委員をもって構成する。</p> <p>2 専門分科会に専門分科会長を置き、専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。</p> <p>3 専門分科会長は、専門分科会の事務を掌理する。</p> <p>4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会に属する委員又は臨時委員のうちからその指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。</p> <p>5 民生委員審査専門分科会に係る第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「委員及び臨時委員」とあるのは「委員」と、前項中「委員又は臨時委員」とあるのは「委員」とする。</p> <p><u>6 審議会は、身体障害者福祉専門分科会のほか、必要に応じ、児童福祉専門分科会その他の専門分科会に審査部会を設けることができる。</u></p> <p>7 専門分科会の運営に関し必要な事項は、専門分科会長が委員長の同意を得て定める。</p> <p>(雑則)</p> <p>第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。</p>